参考資料４

京 都 府 環 境 審 議 会 条 例

平 成 ６ 年 ７ 月 １ ２ 日
京 都 府 条 例 第 １ ４ 号
改正令和５年条例第４号

（趣旨）
第１条　この条例は、環境基本法（平成５年法律第91号）第43条第２項及び自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第３項の規定により、京都府環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）
第２条　審議会は、委員65人以内で組織する。
２　委員は、学識経験を有する者その他適当と思われる者のうちから、知事が任命する。

（委員の任期）
第３条　委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（特別委員）
第４条　審議会には、委員のほか、特別委員を置くことができる。
２　特別委員は、関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。
３　特別委員は、議決に加わることができない。

（会長）
第５条　審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
２　会長は、審議会の会務を総理する。
３　会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）
第６条　審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。
３　審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）
第７条　審議会に、専門の事項を調査審議するため、部会を置くことができる。
２　部会に属する委員は、会長が指名する。

（意見の聴取）
第８条　審議会及び部会は、調査審議のため必要があるときは、専門の知識を有する者等から意見を聴くことができる。

（庶務）
第９条　審議会の庶務は、総合政策環境部において処理する。

（委任）
第10条　この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、平成６年８月１日から施行する。

（京都府公害対策審議会条例の廃止）

2　京都府公害対策審議会条例（昭和46年京都府条例第35号）は、廃止する。

（京都府公害防止条例の一部改正）

3　京都府公害防止条例（昭和46年京都府条例第９号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

（京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部改正）

4　京都府衛生検査等使用料及び手数料条例（昭和51年京都府条例第39号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成７年条例第３号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成７年規則第16号で平成７年４月１日から施行）

附　則（平成12年条例第36号）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

（京都府自然環境保全審議会条例の廃止）

2　京都府自然環境保全審議会条例（昭和48年京都府条例第14号）は、廃止する。

（京都府環境を守り育てる条例の一部改正）

3　京都府環境を守り育てる条例（平成７年京都府条例第33号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成19年条例第61号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して６月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成20年規則第20号で平成20年４月１日から施行）

附　則（平成27年条例第９号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成27年規則第40号で平成27年４月１日から施行）

附　則（平成31年条例第４号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成31年規則第22号で平成31年４月１日から施行）

附　則（令和５年規則第４号）抄

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（令和５年規則第20号で令和５年４月１日から施行）